

船舶事故調査報告書

平成23年10月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成22年11月6日（土） 11時20分ごろ
発生場所	兵庫県相生市相生港 石川島播磨重工相生港導灯（後灯）から真方位067° 610m付近 （概位 北緯34° 47.7′ 東経134° 28.0′）
事故調査の経過	平成22年11月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 朝潮Ⅱ、5トン未満 260-21087兵庫、個人所有 5.38m (Lr) × 1.95m × 0.87m、FRP ガソリン機関、44.1kW、昭和61年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年9月2日 免許証交付日 平成17年11月14日 （平成23年9月1日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（同乗者）、軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部に長さ約0.8m、幅約1.7mの亀裂を伴う凹損 岸壁 先端付近に擦過傷
事故の経過	<p>本船は、船長ほか友人1人が乗船し、相生港の南東方沖1.4海里付近に位置する中ノ唐荷島付近で釣りを行うため、平成22年11月6日11時00分ごろ、相生港内北側最奥部の相生市那波に位置する係留地を出発した。</p> <p>本船は、港内を水路に沿って航行し、造船所（以下「A社」という。）の敷地北東角の沖を通過したのち、機関の回転数を毎分3,000とし、水路の中央を航行するようにして南進を開始した。</p> <p>船長は、操縦場所に立って手動操舵で見張りを行っていたが、ふだん、相生港の港界を過ぎると椅子（以下「本件椅子」という。）に座って操船するので、早めに本件椅子を用意しておこうと思い、同乗者に、船室に収納してある本件椅子を取り出すように依頼した。</p> <p>船長は、船室に入った同乗者が出てこないのどうしたのかと思い、操縦台の左側下部に設けられた船室の出入口を見るようになった。</p> <p>本船は、船長が船室の出入口を気にしていたところ、水路右岸（西側）から南東方に向けて築造されたA社の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向けて航行するようになり、11時20分ごろ時速約20kmの対地速力で船首</p>

	<p>が本件岸壁の先端付近に衝突した。</p> <p>船長は、額を操縦台に、太ももを操舵輪にぶつけ、同乗者は、衝突の衝撃で転倒した。</p> <p>船長は、衝突直後に110番通報し、警察は、救急車を手配して海上保安庁へも通報した。</p> <p>同乗者は、来援した救急車によって赤穂市内の病院に搬送され、緊急手術が行われた。</p> <p>本船は、通報を受けて来援した海上保安官を乗せ、船長が操船して係留地に戻った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1～2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>								
その他の事項	<p>船長は、例年、冬期を除いて年間10～15回程度、朝から昼過ぎにかけて相生港南東方沖の中ノ唐荷島付近で釣りを行っていた。1人で行くこともあったが、年間4～5回は本事故発生時に同乗していた友人を連れて行っていた。</p> <p>本船は、船体中央部やや後方に操縦台が設けられ、台上にクラッチ兼用のアクセルレバーや機関回転計が設置され、前方には風防が取り付けられていた。操舵輪は、船長が操縦台の前に立つと腰の高さに位置していた。</p> <p>船室は、前部甲板下に設けられ、出入口が操縦台の左側下部に設けられていた。</p> <p>船室は、間口は約60cmであり、奥行きは大人が足を伸ばして横になるには窮屈な長さではあったが、前後（船首尾方向）及び左右に大人2人が並んで座ることができた。船長は、船室内にふだんから救命胴衣、本件椅子、竿<small>さお</small>などの釣り道具を置いていた。</p> <p>同乗者は、上体を船室の中に入れた姿勢で本件椅子を取り出していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、相生港内を南進中、船長が、同乗者が船室から本件椅子を取り出すのが遅いので、船室の出入口を見ており、見張りを行っていなかったことから、本件岸壁に向かっていることに気付かずに航行し、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、操舵輪を持って操船していたが、左側下部となる船室の出入口を見ていたことから、右舵がとられ、本船が本件岸壁に向けて航行した可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、相生港内を南進中、船長が、同乗者が船室から本件椅子を取り出すのが遅いので、船室の出入口を見ており、見張りを行っていなかったことから、本件岸壁に向かっていることに気付かずに航行し、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、操舵輪を持って操船していたが、左側下部となる船室の出入口を見ていたことから、右舵がとられ、本船が本件岸壁に向けて航行した可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、相生港内を南進中、船長が、同乗者が船室から本件椅子を取り出すのが遅いので、船室の出入口を見ており、見張りを行っていなかったことから、本件岸壁に向かっていることに気付かずに航行し、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、操舵輪を持って操船していたが、左側下部となる船室の出入口を見ていたことから、右舵がとられ、本船が本件岸壁に向けて航行した可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、相生港内を南進中、船長が見張りを行っていなかったため、本件岸壁に向かっていることに気付かずに航行し、本件岸壁の先端付近に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は適切な見張りを行うこと 								